

集団資源回収の手引き

令和8年度版

集団資源回収とは、自治組織や PTA などの団体が、家庭から出される古紙やアルミ缶等の資源物を自主的に回収し、特定の回収事業者に引き渡す活動です。

ふじみ野市ではごみの減量化を図るとともに、団体によるリサイクル運動及び環境啓発活動の推進を目的とし、対象の資源物を回収した登録団体に対し、その実績に応じた報奨金を交付しています。

対象品目	報 奨 金
①新聞紙 ②ダンボール ③雑がみ ④雑誌 ⑤紙パック ⑥布類 ⑦生きびん ⑧アルミ缶	1kg あたり 5 円(生きびんのみ 1 本あたり 5 円) ※年度内の上限額は 1 団体につき 40 万円です

※対象品目以外は報奨金の交付対象になりません。

※市内の家庭から排出されたものに限りです。



- ①ごみの減量・リサイクルの推進に
つながります
- ②地域のコミュニティ形成に役立ちます
- ③報奨金を団体の活動資金として
利用できます

お問合せ

ふじみ野市市民活動推進部環境課廃棄物対策係

ふじみ野市福岡 1-1-1 (市役所本庁舎 2 階)

開庁時間: 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始除く)

電話番号: 049-262-9022

集団資源回収を始める前に…

報奨金の交付を受けようとする団体は、市に「集団資源回収事業実施団体」として登録する必要があります。登録できるのは以下の要件をすべて満たす団体です。

- 1 市内に住所を有するもので組織されていること
- 2 営利を目的としないこと
- 3 町会・自治会・町内会、PTA、子ども会などの市民活動団体であること
※マンションの管理会社や管理組合は該当しません
- 4 構成世帯数が20世帯以上であること

○実施方法の検討

目的、役割分担、回収頻度、回収する資源物、出し方と集める場所、実施について地域に周知する方法などを話し合しましょう。報奨金の交付対象となる品目は、表紙に記載された8品目のみです（令和4年度から「雑誌」と「紙パック」が新たに対象になりました。）。

○回収業者の選定

12ページの「ふじみ野市集団資源回収事業取扱登録業者一覧表」にある各業者の取扱品目を確認し、回収業者を選定しましょう。一覧に記載のない業者に回収を依頼した場合、報奨金の交付対象となりません。

○回収業者との打合せ

選定した業者と、集める資源物、日時、場所、引渡しの方法等を打ち合わせましょう。

○団体口座の開設

報奨金を受け取るための口座を開設しましょう（ゆうちょ銀行も可）。口座は必ず**団体名義**としてください。個人の口座はご利用いただけません。

注意点

①家庭ごみの収集と混同するおそれがあるため、集団資源回収の実施日を市の資源物の収集日と同じ曜日に設定することはできません。事前に対象地域の資源物の収集日をご確認ください。（A地域：木曜日、B地域：金曜日、C地域：月曜日、D地域：火曜日 がそれぞれ資源物の収集日となります）

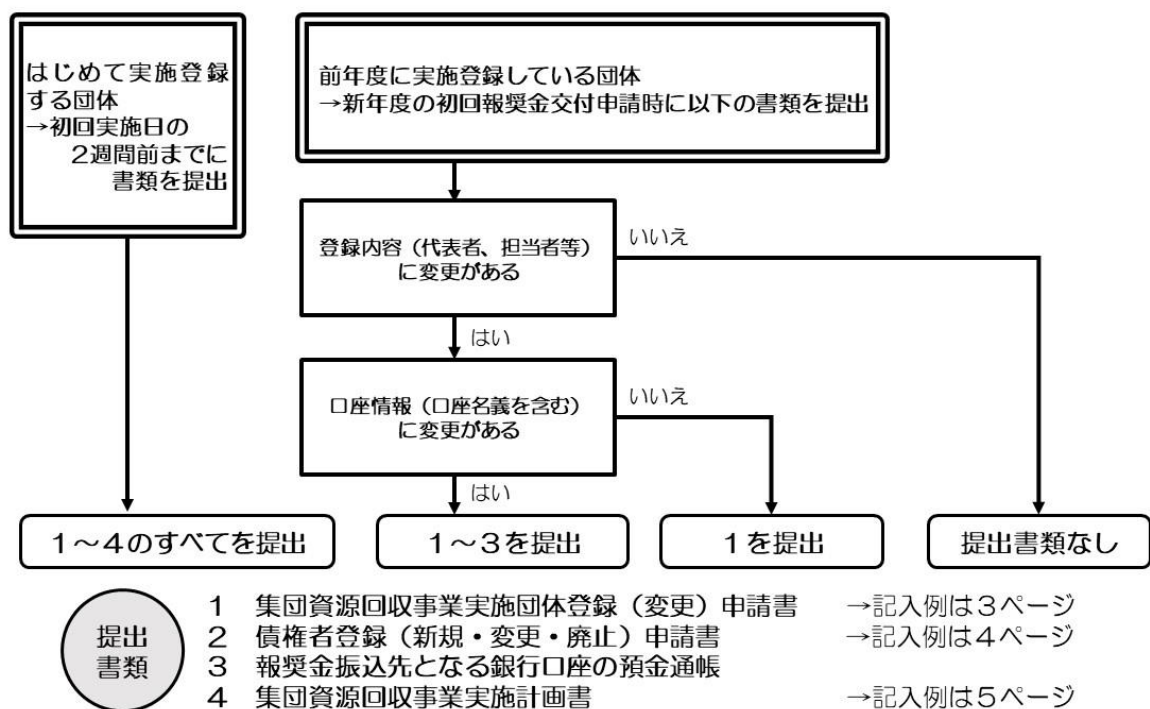
②資源物を収集する「集団資源回収ステーション」は、家庭ごみの収集の妨げにならないよう、家庭ごみの集積所から10m以上離れた場所に設置してください。家庭ごみの集積所を「集団資源回収ステーション」として利用することはできません。

実施団体登録

報奨金の交付を受けようとする団体は、申請書類（下図参照）を確認し、団体登録の申請を行ってください。

※年度ごとの団体登録は不要です。すでに登録されている団体で、登録内容（代表者や口座情報等）に変更がない場合は、ご提出していただく書類はございません。変更がある場合には、以下に示す書類を追加でご提出ください。

また、はじめて実施登録する団体に関しては、ご提出先はふじみ野市役所本庁舎2階環境課のみとなります。



また、年度途中で登録内容に変更があった場合には、直近の報奨金交付申請時に、変更のある書類をすべてご提出ください。

虚偽の登録申請や営利を目的とした集団資源回収の実施が確認された場合、団体登録を抹消しますのでご注意ください。

集団資源回収事業実施団体登録(変更)届出書（記入例）

様式第 1 号（第 4 条関係）

集団資源回収事業実施団体登録(変更)届出書

○年○月○日

ふじみ野市長 宛て

届出者 団体名 ○○自治会
住所 ふじみ野市福岡 1-1-1
氏名 ふじみ野 太郎
電話番号 049-261-2611

ふじみ野市集団資源回収事業報奨金交付要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき 登録を届け出ます。

フリガナ	マルマルジチカイ		今年度のご担当者の情報をご記入ください。(押印不要)
団体名	○○自治会		
代表者	住所	〒356-8501 ふじみ野市福岡 1-1-2	
	フリガナ	フジミノ シロウ	
	氏名	ふじみ野 二郎	
	電話番号	049-262-9022	
団体種別	☒ 自治組織 ☐ P T A ☐ 子ども会 ☐ その他 ()		
添付書類	債権者登録（新規・変更・廃止）申請書		

必ず団体の会長名で登録してください。

名義、口座番号など口座情報に変更がある場合は、併せてご提出ください。(紙での提出。次ページ参照)

債権者登録(新規・変更・廃止)申請書 (記入例)

様式第 20 号 (第 82 条関係)

(担当課記入欄)

債権者コード			—							
担当課	課・室・館・所									
担当者・内線						内線等				

債権者登録（新規・変更・廃止）申請書

令和〇年 〇月 〇日

ふじみ野市会計管理者 宛て

私は、ふじみ野市からの支払いについて、下記のとおり **登 録（新規）** します。

変 更

廃 止

[illegible]

通帳に記載されているとおりにご記入ください。
この部分に誤りがあると、報奨金の振込みが
できません。

集団資源回収事業 実施計画書

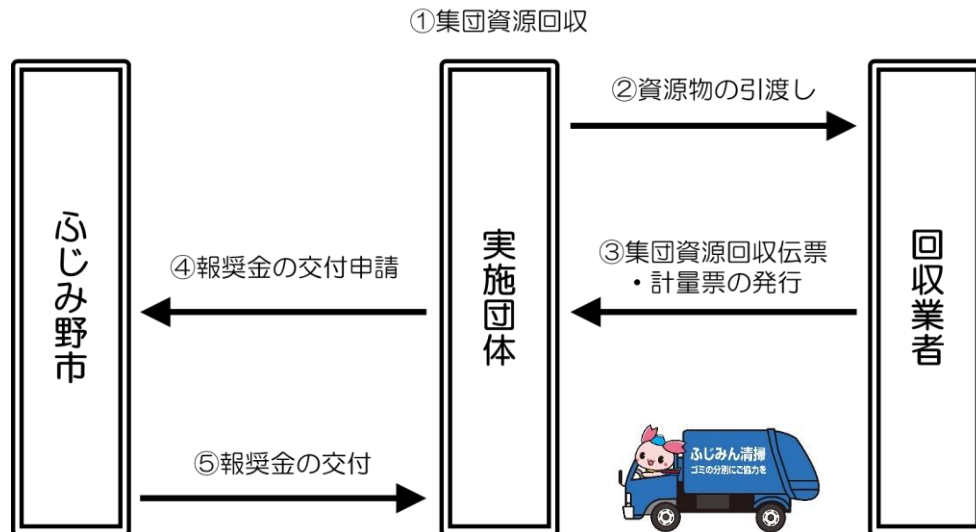
団体名： 〇〇自治会

団 体	種 別	☒ 自治組織 ☐ P T A ☐ 子ども会 ☐ その他 ()
	要 件	☒ 市内に住所を有するもので組織されている。 ☒ 営利を目的としていない。
参加人数・参加世帯		200人・50世帯
回 収 業 者 名		〇〇商店
回 収 場 所 設 置 数		3か所
注 意 事 項	実 施 日	☒ 集団資源回収の実施日を市の資源物の収集日と同じ曜日に設定していない。※1
	回 収 場 所	☒ 「集団資源回収ステーション」は、家庭ごみの集積所から10m以上離れた場所に設置している、または家庭ごみとの区分けがきちんとできるよう対策を講じている。※2
添 付 書 類		団体規約

団体要件・注意事項について、問題なければチェックをお願いします。

- ※1 家庭ごみの収集と混同するおそれがあるため、集団資源回収の実施日を市の資源物の収集日と同じ曜日に設定することはできません。
- ※2 資源物を収集する「集団資源回収ステーション」は、家庭ごみの収集の妨げにならないよう、家庭ごみの集積所から10m以上離れた場所に設置してください。基本的には家庭ごみの集積所を「集団資源回収ステーション」として利用することはできません。

集団資源回収実施から報奨金の交付まで



①集団資源回収

団体を構成する各家庭に回収日時と場所をお知らせし、指定の場所に資源物を集めます。
※市外で出されたものや店舗・事業所で出されたものを集める行為は禁止しております。また、家庭ごみの集積所に出されたものを集めるのも禁止です。

②資源物の引渡し

回収業者と打ち合わせた日時に、指定の方法で集めた資源物を引き渡します。近隣住民とのトラブルを避けるため、資源回収終了後はステーションの周囲をきれいに清掃し、排出されたものを残さないでください。

③集団資源回収伝票・計量票の発行

回収業者から「集団資源回収伝票（2枚つづり）」と「計量票」を受け取ります。いずれも報奨金の交付申請の際に必要です。集団資源回収伝票には回収業者の押印が必要ですので、受け取り時によく確認してください。

④報奨金の交付申請

報奨金の交付申請は、集団資源回収の実施期間ごとに 4 期に分けて受け付けます。以下の申請期間をご確認いただき、遅れることのないよう申請してください。また本庁舎、大井総合支所では土日祝日は開庁しておりませんので、直接窓口までご申請される方はご注意ください。

	実施期間	申請期間
第 1 期	4 月から 6 月まで	7 月 1 日(水)から 7 月 1 5 日(水)まで
第 2 期	7 月から 9 月まで	1 0 月 1 日(木)から 1 0 月 1 5 日(木)まで
第 3 期	1 0 月から 1 2 月まで	1 月 1 日(金)から 1 月 1 5 日(金)まで
第 4 期	1 月から 3 月まで	3 月 1 日(月)から 3 月 2 0 日(土)まで※

※第 4 期のみ申請期間が異なります。

※申請期間外の申請は受け付けられません。また、申請がない団体に対して市から連絡はしませんので、報奨金の交付を希望される場合は忘れずに申請してください。

○交付申請先

ふじみ野市環境課（市役所本庁舎 2 階）

大井総合支所

受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15（祝日、年末年始除く）

郵送で申請する場合、申請期間締切日までに必着で送付してください（大井総合支所への申請の場合は、締切日の前日まで）。

電子申請の場合、申請期間締切日までに申請してください。また、大井総合支所の窓口に出をされた場合、『集団資源回収伝票（控え）』は報奨金交付決定通知書に同封してお返ししますのでご了承ください。

○申請書類（**すべて提出が必要です**）

- ①集団資源回収事業報奨金交付申請書 … 1 申請期間につき 1 枚 → 記入例は 9 ページ
- ②集団資源回収伝票（2 枚つづり） … 実施回数分 → 記入例は 1 0 ページ
- ③計量票の写し（回収量が明記されたもの） … 実施回数分 → 回収業者により様式が異なります。

※③については、原本の提出の必要はありません。お手数ですが、写しをお取りいただき、ご提出をお願いします。

内容に誤りがあった場合、書類の再提出をお願いすることもありますので、できるだけ申請期間に余裕をもってお越しください（大井総合支所・郵送での提出の場合は特にご注意ください。）。

〇インターネットによる申請（申請期間内であれば開庁時間外でも可能）

QRコードからアクセスし申請してください。

集団資源回収事業実施団体（変更）届出書

URL： <https://logoform.jp/f/St1AO>

注意事項

- ・口座情報（名義、口座番号等）に変更がある場合は、別途「債権者登録（新規・変更・廃止）申請書」をご申請ください（押印が必要なため書面での申請をお願いします。）。

2次元バーコード



集団資源回収事業報奨金交付申請書

URL： <https://logoform.jp/f/H2Bz9>

注意事項

- ・実施期間ごとに申請期間をご確認いただき、遅れることのないよう申請してください。
- ・集団資源回収伝票及び計量票は、文字が読み取れるように明瞭なものを添付してください。
- ・電子申請の場合、集団資源回収伝票（様式第4号及び5号）はお手元に保管してください。

2次元バーコード



集団資源回収事業報奨金交付申請書（記入例）

様式第3号（第7条関係）

集団資源回収事業報奨金交付申請書

○年○月○日

ふじみ野市長 宛て

申請者	団体名	〇〇自治会
	住所	ふじみ野市福岡 1-1-2
	氏名	ふじみ野 二郎
	電話番号	049-261-2611

ふじみ野市集団資源回収事業報奨金交付要綱第7条の規定に基づき、報奨金の交付を申請します。

記

1 実施回数 計 **3** 回

2 添付書類 (1) 集団資源回収伝票（実施回数分）
 (2) 計量票の写し（実施回数分）

3 報奨金振込先 債権者登録（新規・変更・廃止）申請書のとおり

団体No.	回収量	報 奨 金		備 考
		単価	決定額	
	Kg	5円	円	
	本			

（注）事務処理欄（記入しないでください。）

この欄には何も記入しないでください

集団資源回収伝票（記入例）

様式第4号(第7条関係)

集団資源回収伝票

〇年〇月〇日

届出者 団体名 〇〇自治会
 住所 ふじみ野市福岡 1-1-1
 氏名 ふじみ野 二郎
 電話番号 049-261-2611

登録業者 住所（所在地） ふじみ野市駒林1117
 事業者名 △△商店
 代表者氏名 代表取締役 □□ □□
 電話番号 049-257-5374

下記のとおり集団資源回収を実施しました。

記

- 1 実施年月日 〇年〇月〇日
 2 回収内容

回 収 品 目	種 別	回 収 量
古 紙 類	新 聞 紙	50 Kg
	ダンボール	30 Kg
	雑 が み	50 Kg
	雑 誌	70 Kg
	紙 パ ッ ク	10 Kg
	布 類	30 Kg
金 属 類	ア ル ミ 缶	40 Kg
び ん 類	生 き び ん	5 本
合 計		280 Kg
		5 本

計量票の値と相違ないか、あらかじめご確認ください。

⑤報奨金の交付

報奨金の申請が受理された場合、各団体の担当者あてに「集団資源回収事業報奨金交付決定通知書」を送付します。また、以下の期間に指定口座へ報奨金を振り込みますので、入金を確認してください。

報奨金の交付申請をしてから報奨金の振込みを確認するまでの期間は、絶対に団体の口座情報（口座名義を含む）の変更・解約をしないでください。口座が変更・解約されると、報奨金の振込みができません。

	振込予定
第 1 期	8 月中
第 2 期	11 月中
第 3 期	2 月中
第 4 期	4 月中

交付された報奨金につきましては、収支を明確にし、翌年度まで経理の記録を保管しておくようにしてください。登録団体の活動が営利を目的としていないことを確認するため、市から書面で経理の報告を求めることがあります。

申請内容に虚偽や不正があった場合、交付決定を取り消し、報奨金を返還していただきますのでご注意ください。

ふじみ野市集団資源回収取扱登録業者取扱品目一覧表

	事業者名	電話	郵便番号	住所	新聞	段ボール	生ビン	アルミ缶	布類	雑誌	紙パック	備考
1	(株)青木商店	048-479-3451	352-0005	新座市中野1-1-28	○	○		○	○	○	○	自己搬入のみ 布はボロボロのみ
2	(有)オオタケ	049-235-4890	350-0011	川越市大字久下戸3301-1								
3	(株)紙商興産	049-243-0706	350-1153	川越市下松原492-21	○	○	○	○	○	○	○	雨天実施可
4	(株)久米川紙業	042-958-3036	350-1313	狭山市上赤坂606	○	○		○	○	○	○	布以外は雨天実施可
※ 5	紙材開発(株)	048-482-0030	352-0022	新座市本多1-11-3	○	○		○	○	○	○	雨天実施可
※ 6	(株)スガワラ	049-263-0355	356-0026	ふじみ野市築地2-3-18	○	○	○	○	○	○	○	
※ 7	富田商店	049-261-4615	356-0051	ふじみ野市亀久保1222-43	○	○		○	○	○	○	
8	(株)山田洋治商店	048-479-6234	352-0011	新座市畑中2-16-36							○	
※ 9	むさし野紙業(株)	049-239-3456	350-0804	川越市下広谷404番地1	○	○		○	○	○	○	
※ 10	奥山商店(株)	049-266-3075	350-1155	川越市下赤坂673-2	○	○			○	○	○	
11	(株)金子商事	04-2944-4097	359-0011	所沢市南永井原野767-5	○	○		○	○	○	○	雨天実施可
12	(株)アイライ商事	049-243-9499	350-1153	川越市下松原492-21	○	○	○	○	○	○	○	
※ 13	(有)星野商店	049-269-1983	356-0051	ふじみ野市亀久保1-11-3	○	○	○	○	○	○	○	雨天実施可
14	(株)熊谷紙業	048-536-4128	360-0117	熊谷市上新田304	○	○				○	○	
15	グリーンロジック(株)	049-227-7907	350-0851	川越市氷川町294-1	○	○		○	○	○	○	
16	(株)ブシュエー	048-479-7578	352-0011	新座市野火止1-13-41	○	○		○	○	○	○	

- ・ ※印の事業者は、通常、ごみ集積所から資源物の収集を委託している事業者です。
- ・ 各取扱品目の引取金額については、各業者によって異なります。(回収方法・相場によっても異なります。)
- ・ 市場の変動により、逆有償となる場合があります。随時取扱業者と連絡を取り合うようにしてください。
- ・ 生きびんは一升びん(日本酒、焼酎)、ビールびん(大びんに限る)のみとします。